

施設の概要

施設の名称	富士河口湖町民プール			
開館年月	平成20年8月			
施設の所在地	富士河口湖町船津5540番地			
施設の設置管理条例の名称	富士河口湖町民プール条例			
施設の設置目的	本町におけるスポーツの振興を図り、町民の心身の鍛錬と、健康で文化的な生活の向上に寄与するため			
施設が提供する主なサービス	①	プール施設の提供		
	②	トレーニングルーム・スタジオの提供		
	③	スポーツ教室等、町民の健康増進に寄与する事業		
施設の概要	建物構造等	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）地下1階・地上2階		
	敷地面積	5535.78㎡	延床面積	2356.43㎡
	主な施設内容 25mプール（5コース）、歩行プール（15m×6m）1、アトラクションプール（気泡浴、座浴等マッサージ、アクアストレッチャー）1、男女浴室、採暖室、事務室等			
特殊事情等	<p>新規施設のため、トレーニングマシン類及びプール関係備品等は指定管理者の持込とする。</p> <p>プール水張替え時間 （25m・歩行プール・アトラクションプール・浴槽 合計） 約87時間（加温時間含む）</p>			
施設の利用者数	H 実績		人	利用者数
管理経費(単位:千円)	光熱水費予測	22,000	千円	
収入状況	H 実績		千円	
料金体系	小中学生 町内200円 町外300円 高校生 町内300円 町外500円 一般 町内500円 町外800円 以内			
利用料金制の導入の有無※1	○・無			
現在の管理状況	管理委託			
	管理委託先			
施設管理課	生涯学習課 社会体育係			
	電話番号	0555-73-1220		
施設のホームページ				

※1 利用料金制とは、施設の利用料を指定管理者が自らの収入とすることができる制度です。指定管理者の自立的経営努力を発揮しやすくする観点等から、積極的に導入を進めています。